

次期教育振興基本計画について

教育振興基本計画は、平成18年12月の改正教育基本法第17条に規定される計画で、国においては、「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」こととされています。

このため国においては、平成20年7月の閣議決定により教育振興基本計画を策定し、10年間（平成20～29年度）を通じて目指すべき教育の姿や、策定から5年間（平成20～24年度）に取り組むべき施策について、計画に盛り込みました。その後、計画期間の終了に伴い、第2期教育振興基本計画（平成25～29年度）を平成25年6月の閣議決定により策定しました。

地方公共団体においては、国の計画を踏まえつつ、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定める努力義務が課されており、埼玉県においては、平成21年2月に埼玉県教育振興基本計画（平成21～25年度）を策定し、平成26年6月に第2期埼玉県教育振興基本計画（平成26～30年度）を策定しています。

本市においても、平成25年2月に北本市教育振興基本計画（平成25～29年度）を策定し、現在、計画期間中となりますが、計画期間の終了予定に伴い、本市の次期教育振興基本計画を策定する準備が必要な状況となっています。

また、平成27年4月1日からの改正地教行法により、市長は「学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが義務付けられ、本市においては、北本市教育振興基本計画に掲げる目標や施策の根本となる方針の部分（基本理念・基本目標）をもって大綱に代えることと判断し、総合教育会議における協議を経て、北本市教育施策大綱（平成27～29年度）を策定しました。このため、次期教育振興基本計画の策定に際しては、教育施策大綱の変更も踏まえ、総合教育会議における協議・調整が必要となります。

【参考】 教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（平二六法七六・追加）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置